

## 埼玉県議会令和6年12月定例会付議予定議案件名表

## 【議案】

## 予算

案件名	概要
1 令和6年度埼玉県一般会計補正予算（第3号）	補正前 2,128,530,879千円 補正額 957,073千円 補正後 2,129,487,952千円 対当初比 100.5%
2 令和6年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第1号）	補正前 50,639,824千円 補正額 5,412,717千円 補正後 56,052,541千円 対当初比 110.7%
3 令和6年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算（第1号）	補正前 3,579,853千円 補正額 0千円（債務負担行為） 補正後 3,579,853千円 対当初比 100.0%
4 令和6年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）	補正前 100,898,281千円 補正額 0千円（債務負担行為） 補正後 100,898,281千円 対当初比 100.0%

案件名	概要								
5 令和6年度埼玉県地域整備事業会計補正予算 (第1号)	<table> <tr> <td>補正前</td> <td>15,359,950千円</td> </tr> <tr> <td>補正額</td> <td>△481,389千円</td> </tr> <tr> <td>補正後</td> <td>14,878,561千円</td> </tr> <tr> <td>対当初比</td> <td>96.9%</td> </tr> </table>	補正前	15,359,950千円	補正額	△481,389千円	補正後	14,878,561千円	対当初比	96.9%
補正前	15,359,950千円								
補正額	△481,389千円								
補正後	14,878,561千円								
対当初比	96.9%								

# 条例

案件名	概要																	
<p>1 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例  【企画財政部】</p>	<p>1 趣 旨 旅券法施行令の一部改正を踏まえ、一般旅券発給手数料の額を改定するとともに、大麻草の栽培の規制に関する法律の一部改正に伴い、大麻草採取栽培者免許手数料の額を改定等するための改正</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 一般旅券発給手数料の額の改定 (例) 一般旅券発給手数料（未交付失効を除く）</p> <table border="1" data-bbox="855 517 1684 655"> <thead> <tr> <th>申請種別</th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>書面申請</td> <td rowspan="2">2,000円</td> <td>2,300円</td> </tr> <tr> <td>オンライン申請</td> <td>1,900円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 大麻草採取栽培者免許申請手数料の名称及び額の改定等 (例) 大麻草採取栽培者免許申請手数料</p> <table border="1" data-bbox="855 761 1919 900"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手数料名称</td> <td>大麻草採取栽培者免許申請手数料</td> <td>第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料</td> </tr> <tr> <td>手数料額</td> <td>7,100円</td> <td>21,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 (1)については令和7年3月24日 (2)については令和7年3月1日等</p>	申請種別	現行	改正後	書面申請	2,000円	2,300円	オンライン申請	1,900円		改正前	改正後	手数料名称	大麻草採取栽培者免許申請手数料	第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料	手数料額	7,100円	21,800円
申請種別	現行	改正後																
書面申請	2,000円	2,300円																
オンライン申請		1,900円																
	改正前	改正後																
手数料名称	大麻草採取栽培者免許申請手数料	第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料																
手数料額	7,100円	21,800円																

案件名	概要
<p>2 知事の権限に属する事務処理の特例に関する 条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【企画財政部】</p>	<p>1 趣 旨 市町村への権限移譲の推進を図るため、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとし、及び規定の整備をするための改正</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 新たに移譲を行う事務 2 事務 (例) 農用地利用集積等促進計画の認可等 さいたま市他 7 市町へ移譲</p> <p>(2) 処理する市町村が拡大する事務等 6 事務 (例) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する事務 新たに行田市へ移譲</p> <p>(3) 規定の整備</p> <p>3 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日等</p>
<p>3 刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う 関係条例の整備に関する条例</p> <p style="text-align: right;">【総務部】</p>	<p>1 趣 旨 刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う 関係条例の整備</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 関係 3 4 条例中の「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改正</p> <p>(2) 経過措置 (例) 罰則の適用に関する経過措置 この条例の施行日前の行為の処罰については、改正前の条例の規定を適用する</p> <p>3 施行期日 令和 7 年 6 月 1 日</p>

案件名	概要												
<p>4 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【産業労働部】</p>	<p>1 趣 旨 新たに埼玉県産業技術総合センターの試験研究機器に係る使用料の額及び依頼試験に係る手数料の額を定めるとともに、老朽化した試験研究機器に係る使用料及び依頼試験に係る手数料の額の定めを廃止するための改正</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 使用料の額を定める試験研究機器（1 機器）</p> <table border="1" data-bbox="853 395 1733 469"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高精度3Dスキャナ</td> <td>1時間</td> <td>2,210円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 手数料の額を定める依頼試験（1 試験）</p> <table border="1" data-bbox="853 539 1733 683"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高精度3Dスキャナによる形状測定</td> <td>1時間</td> <td>5,410円 (1時間増すごとに 4,540円を追加)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 試験研究機器に係る使用料（4 機器）及び依頼試験に係る手数料（3 試験）の廃止</p> <p>3 施行期日 (1)、(2) については令和7年3月1日 (3) については公布の日</p>	名称	単位	金額	高精度3Dスキャナ	1時間	2,210円	名称	単位	金額	高精度3Dスキャナによる形状測定	1時間	5,410円 (1時間増すごとに 4,540円を追加)
名称	単位	金額											
高精度3Dスキャナ	1時間	2,210円											
名称	単位	金額											
高精度3Dスキャナによる形状測定	1時間	5,410円 (1時間増すごとに 4,540円を追加)											
<p>5 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【県土整備部】</p>	<p>1 趣 旨 中川、綾瀬川等の河川流域が特定都市河川浸水被害対策法の規定に基づく特定都市河川流域に指定されたことに伴い、同法と埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例における雨水流出抑制対策に対する目的の違いを明確化するための改正</p> <p>2 内 容 第1条で規定する目的の文言整理</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>												

案件名	概要												
<p>6 <b>新</b>  <b>特定都市河川浸水被害対策法施行条例</b>    <b>【県土整備部】</b></p>	<p>1 趣 旨  中川、綾瀬川等の河川流域が特定都市河川浸水被害対策法の規定に基づく特定都市河川流域に指定されたことに伴い、同法の規定により設置する標識の基準を定めるための条例の制定</p> <p>2 内 容  特定都市河川浸水被害対策法の規定により設置する標識について、省令で定める基準を参酌し、基準を定める  (例) 雨水貯留浸透施設の名称、工事の検査済証番号、容量及び構造の概要等の明示</p> <p>3 施行期日  令和7年7月1日等</p>												
<p>7  <b>埼玉県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例</b>    <b>【企業局】</b></p>	<p>1 趣 旨  工業用水道事業の健全な経営を図るため、工業用水道料金の額を改定するための改正</p> <p>2 内 容  工業用水道料金の額の改定</p> <table border="1" data-bbox="819 778 1615 924"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金</td> <td>22円53銭/m<sup>3</sup></td> <td>30円48銭/m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>特別料金</td> <td>29円29銭/m<sup>3</sup></td> <td>39円62銭/m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>超過料金</td> <td>45円5銭/m<sup>3</sup></td> <td>60円96銭/m<sup>3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日  令和7年4月1日</p>	区分	現行	改正後	基本料金	22円53銭/m <sup>3</sup>	30円48銭/m <sup>3</sup>	特別料金	29円29銭/m <sup>3</sup>	39円62銭/m <sup>3</sup>	超過料金	45円5銭/m <sup>3</sup>	60円96銭/m <sup>3</sup>
区分	現行	改正後											
基本料金	22円53銭/m <sup>3</sup>	30円48銭/m <sup>3</sup>											
特別料金	29円29銭/m <sup>3</sup>	39円62銭/m <sup>3</sup>											
超過料金	45円5銭/m <sup>3</sup>	60円96銭/m <sup>3</sup>											

案件名	概要				
<p>8 埼玉県水道用水料金徴収条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【企業局】</p>	<p>1 趣 旨 水道用水供給事業の健全な経営を図るため、水道用水料金の額を改定するための改正</p> <p>2 内 容 水道用水料金の額の改定</p> <table border="1" data-bbox="819 360 1375 432"> <thead> <tr> <th data-bbox="819 360 1104 397">現行</th> <th data-bbox="1104 360 1375 397">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="819 397 1104 432">6 1 円 7 8 銭 / m<sup>3</sup></td> <td data-bbox="1104 397 1375 432">7 4 円 7 4 銭 / m<sup>3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 令和8年4月1日</p>	現行	改正後	6 1 円 7 8 銭 / m <sup>3</sup>	7 4 円 7 4 銭 / m <sup>3</sup>
現行	改正後				
6 1 円 7 8 銭 / m <sup>3</sup>	7 4 円 7 4 銭 / m <sup>3</sup>				
<p>9 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【警察本部】</p>	<p>1 趣 旨 道路交通法等の一部改正に伴い、特定免許情報記録手数料等の額を定めるとともに保管場所標章の交付又は再交付の手数料の定めを廃止する等するための改正</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 道路交通法等の一部改正に伴う手数料の新設等 (例) 運転免許情報のマイナンバーカードへの記録に係る手数料 (免許証の交付を受けない場合) 1, 5 0 0 円</p> <p>(2) 自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部改正に伴う手数料の廃止 自動車保管場所標章の交付又は再交付の手数料</p> <p>(3) 規定の整備</p> <p>3 施行期日</p> <p>(1)、(3) については令和7年3月24日</p> <p>(2) については令和7年4月1日</p>				

## 工事請負契約の締結

案件名	概要
<p>1 工事請負契約の締結について（埼玉県防災行政無線設備県庁統制局監視制御設備等再整備工事）</p> <p style="text-align: center;">【危機管理防災部】</p>	<p>埼玉県防災行政無線設備県庁統制局監視制御設備等再整備工事の請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 金 額 2, 284, 700, 000円</p> <p>2 履 行 期 限 令和8年3月31日</p> <p>3 相 手 方 NECネットエスアイ株式会社（東京都港区） 埼玉田中電気株式会社（埼玉県さいたま市）</p> <p>4 契 約 方 法 総合評価方式一般競争入札</p> <p>5 予 定 価 格 2, 318, 085, 000円（落札率98.56%）</p>
<p>2 工事請負契約の締結について（河川改修（国補）工事（飯盛川排水機場増設部ポンプ設備製作・設置工））</p> <p style="text-align: center;">【県土整備部】</p>	<p>河川改修（国補）工事（飯盛川排水機場増設部ポンプ設備製作・設置工）の請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 金 額 1, 512, 500, 000円</p> <p>2 履 行 期 限 令和9年3月26日</p> <p>3 相 手 方 株式会社荏原製作所（東京都大田区）</p> <p>4 契 約 方 法 総合評価方式一般競争入札</p> <p>5 予 定 価 格 1, 763, 148, 200円（落札率85.78%）</p>

## 訴えの提起

案件名	概要
<p>1 訴えの提起について</p> <p style="text-align: right;">【都市整備部】</p>	<p>県営住宅の明渡し及び滞納家賃等請求事件に関して訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 事件名 県営住宅の明渡し及び滞納家賃等請求事件</p> <p>2 相手方 県営住宅の家賃を長期にわたり滞納している者（1人）</p> <p>3 取扱い 請求が認容されないときは上訴する 滞納家賃等を完納する旨の申し入れがあり、かつ、その履行が見込まれるときは和解する</p>

## 事件議決

案件名	概要
<p>1 当せん金付証券の発売について</p> <p style="text-align: right;">【企画財政部】</p>	<p>公共事業等の費用の財源に充てるため、令和7年度中において発売する全国自治宝くじ及び関東・中部・東北自治宝くじの発売金額の範囲について、当せん金付証券法第4条第1項の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>令和7年度発売限度額 420億円（前年度 420億円）</p>
<p>2 指定管理者の指定について（埼玉会館）</p> <p style="text-align: right;">【県民生活部】</p>	<p>埼玉会館の管理に関し、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 指定管理者 公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団（埼玉県さいたま市）</p> <p>2 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで</p> <p>3 選定方法 公募</p>
<p>3 指定管理者の指定について（埼玉県立児童養護施設おお里）</p> <p style="text-align: right;">【福祉部】</p>	<p>埼玉県立児童養護施設おお里の管理に関し、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 指定管理者 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団（埼玉県比企郡嵐山町）</p> <p>2 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで</p> <p>3 選定方法 公募</p>

案件名	概要
<p>4 指定管理者の指定について（埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設）</p> <p style="text-align: right;">【産業労働部】</p>	<p>埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設の管理に関し、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 指定管理者 NeCST 代表者 日本環境マネジメント株式会社（埼玉県さいたま市）</p> <p>2 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで</p> <p>3 選定方法 公募</p>
<p>5 指定管理者の指定について（埼玉県みどりの村）</p> <p style="text-align: right;">【農林部】</p>	<p>埼玉県みどりの村の管理に関し、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 指定管理者 株式会社高橋造園（埼玉県秩父郡小鹿野町）</p> <p>2 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで</p> <p>3 選定方法 公募</p>
<p>6 指定管理者の指定について（大宮公園）</p> <p style="text-align: right;">【都市整備部】</p>	<p>大宮公園の一部の区域の管理に関し、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 指定管理者 大宮第二公園及び第三公園マネジメントネットワーク 代表者 公益財団法人埼玉県公園緑地協会（埼玉県さいたま市）</p> <p>2 指定管理者として管理する区域 さいたま市大宮区寿能町及び堀の内町並びに見沼区大和田町地内</p> <p>3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで</p> <p>4 選定方法 公募</p>

案件名	概要
<p>7 指定管理者の指定について（埼玉スタジアム2002公園）</p> <p style="text-align: right;">【都市整備部】</p>	<p>埼玉スタジアム2002公園の管理に関し、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 指定管理者 埼玉スタジアム2002公園マネジメントネットワーク 代表者 公益財団法人埼玉県公園緑地協会（埼玉県さいたま市）</p> <p>2 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで</p> <p>3 選定方法 公募</p>
<p>8 荒川左岸南部流域下水道の維持管理に要する経費の関係5市の負担額について</p> <p style="text-align: right;">【下水道局】</p>	<p>荒川左岸南部流域下水道の維持管理に要する経費について関係市が負担すべき金額を定めるため、下水道法第31条の2第2項の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 関係市 さいたま市ほか4市</p> <p>2 負担額 各市の排水汚水量に1.0立方メートル当たり41円を乗じて得た額 ただし、令和7年度にあつては37円、令和8年度にあつては40円</p>
<p>9 荒川右岸流域下水道の維持管理に要する経費の関係13市町の負担額について</p> <p style="text-align: right;">【下水道局】</p>	<p>荒川右岸流域下水道の維持管理に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めるため、下水道法第31条の2第2項の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 関係市町 川越市ほか12市町</p> <p>2 負担額 各市町の排水汚水量に1.0立方メートル当たり43円を乗じて得た額 ただし、令和7年度にあつては38円</p>

案件名	概要																		
<p>10 中川流域下水道の維持管理に要する経費の関係15市町の負担額について</p> <p style="text-align: right;">【下水道局】</p>	<p>中川流域下水道の維持管理に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めるため、下水道法第31条の2第2項の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 関係市町 さいたま市ほか14市町</p> <p>2 負担額 各市町の排水汚水量に1.0立方メートル当たり43円を乗じて得た額</p>																		
<p>11 荒川左岸南部流域下水道の設置等に要する経費の関係5市の負担額について</p> <p style="text-align: right;">【下水道局】</p>	<p>令和7年度から県が行う荒川左岸南部流域下水道の設置等に要する経費について関係市が負担すべき金額を定めるため、下水道法第31条の2第2項の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 関係市 さいたま市ほか4市</p> <p>2 負担率 事業費(国庫補助事業は補助基本額から国庫補助金を控除した額)の2分の1に以下の負担率を適用</p> <table border="1" data-bbox="819 794 1827 906"> <thead> <tr> <th></th> <th>さいたま市</th> <th>川口市</th> <th>上尾市</th> <th>蕨市</th> <th>戸田市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変更前</td> <td>55.52</td> <td>22.54</td> <td>11.42</td> <td>3.57</td> <td>6.95</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>58.98</td> <td>21.32</td> <td>9.13</td> <td>3.44</td> <td>7.13</td> </tr> </tbody> </table>		さいたま市	川口市	上尾市	蕨市	戸田市	変更前	55.52	22.54	11.42	3.57	6.95	変更後	58.98	21.32	9.13	3.44	7.13
	さいたま市	川口市	上尾市	蕨市	戸田市														
変更前	55.52	22.54	11.42	3.57	6.95														
変更後	58.98	21.32	9.13	3.44	7.13														
<p>12 荒川左岸北部流域下水道の設置等に要する経費の関係5市の負担額について</p> <p style="text-align: right;">【下水道局】</p>	<p>令和7年度から県が行う荒川左岸北部流域下水道の設置等に要する経費について関係市が負担すべき金額を定めるため、下水道法第31条の2第2項の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 関係市 熊谷市ほか4市</p> <p>2 負担率 事業費(国庫補助事業は補助基本額から国庫補助金を控除した額)の2分の1に以下の負担率を適用</p> <table border="1" data-bbox="819 1254 1827 1366"> <thead> <tr> <th></th> <th>熊谷市</th> <th>行田市</th> <th>鴻巣市</th> <th>桶川市</th> <th>北本市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変更前</td> <td>28.36</td> <td>16.17</td> <td>26.04</td> <td>16.09</td> <td>13.34</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>28.48</td> <td>15.03</td> <td>26.64</td> <td>16.13</td> <td>13.72</td> </tr> </tbody> </table>		熊谷市	行田市	鴻巣市	桶川市	北本市	変更前	28.36	16.17	26.04	16.09	13.34	変更後	28.48	15.03	26.64	16.13	13.72
	熊谷市	行田市	鴻巣市	桶川市	北本市														
変更前	28.36	16.17	26.04	16.09	13.34														
変更後	28.48	15.03	26.64	16.13	13.72														

案件名	概要																																																						
<p>13 荒川右岸流域下水道の設置等に要する経費の関係13市町の負担額について</p> <p style="text-align: center;">【下水道局】</p>	<p>令和7年度から県が行う荒川右岸流域下水道の設置等に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めるため、下水道法第31条の2第2項の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 関係市町 川越市ほか12市町</p> <p>2 負担率 事業費(国庫補助事業は補助基本額から国庫補助金を控除した額)の2分の1に以下の負担率を適用</p> <table border="1" data-bbox="819 395 1827 507"> <thead> <tr> <th></th> <th>川越市</th> <th>所沢市</th> <th>狭山市</th> <th>入間市</th> <th>朝霞市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変更前</td> <td>20.11</td> <td>19.29</td> <td>11.65</td> <td>9.19</td> <td>7.28</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>18.77</td> <td>20.30</td> <td>9.01</td> <td>8.79</td> <td>8.48</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="819 533 1827 644"> <thead> <tr> <th></th> <th>志木市</th> <th>和光市</th> <th>新座市</th> <th>富士見市</th> <th>ふじみ野市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変更前</td> <td>4.03</td> <td>2.31</td> <td>9.49</td> <td>5.94</td> <td>6.02</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>4.46</td> <td>2.44</td> <td>10.05</td> <td>6.77</td> <td>7.01</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="819 667 1496 778"> <thead> <tr> <th></th> <th>三芳町</th> <th>川島町</th> <th>吉見町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変更前</td> <td>2.53</td> <td>1.01</td> <td>1.15</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>2.56</td> <td>0.75</td> <td>0.61</td> </tr> </tbody> </table>		川越市	所沢市	狭山市	入間市	朝霞市	変更前	20.11	19.29	11.65	9.19	7.28	変更後	18.77	20.30	9.01	8.79	8.48		志木市	和光市	新座市	富士見市	ふじみ野市	変更前	4.03	2.31	9.49	5.94	6.02	変更後	4.46	2.44	10.05	6.77	7.01		三芳町	川島町	吉見町	変更前	2.53	1.01	1.15	変更後	2.56	0.75	0.61						
	川越市	所沢市	狭山市	入間市	朝霞市																																																		
変更前	20.11	19.29	11.65	9.19	7.28																																																		
変更後	18.77	20.30	9.01	8.79	8.48																																																		
	志木市	和光市	新座市	富士見市	ふじみ野市																																																		
変更前	4.03	2.31	9.49	5.94	6.02																																																		
変更後	4.46	2.44	10.05	6.77	7.01																																																		
	三芳町	川島町	吉見町																																																				
変更前	2.53	1.01	1.15																																																				
変更後	2.56	0.75	0.61																																																				
<p>14 中川流域下水道の設置等に要する経費の関係15市町の負担額について</p> <p style="text-align: center;">【下水道局】</p>	<p>令和7年度から県が行う中川流域下水道の設置等に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めるため、下水道法第31条の2第2項の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 関係市町 さいたま市ほか14市町</p> <p>2 負担率 事業費(国庫補助事業は補助基本額から国庫補助金を控除した額)の2分の1に以下の負担率を適用</p> <table border="1" data-bbox="819 1059 1827 1171"> <thead> <tr> <th></th> <th>さいたま市</th> <th>川口市</th> <th>春日部市</th> <th>草加市</th> <th>越谷市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変更前</td> <td>8.01</td> <td>7.99</td> <td>13.65</td> <td>16.08</td> <td>18.08</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>7.97</td> <td>9.20</td> <td>11.30</td> <td>17.18</td> <td>17.61</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="819 1193 1827 1305"> <thead> <tr> <th></th> <th>八潮市</th> <th>三郷市</th> <th>蓮田市</th> <th>幸手市</th> <th>吉川市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変更前</td> <td>8.42</td> <td>8.27</td> <td>3.50</td> <td>3.03</td> <td>3.27</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>7.50</td> <td>9.43</td> <td>2.57</td> <td>2.36</td> <td>4.20</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="819 1327 1827 1439"> <thead> <tr> <th></th> <th>白岡市</th> <th>伊奈町</th> <th>宮代町</th> <th>杉戸町</th> <th>松伏町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変更前</td> <td>2.20</td> <td>2.22</td> <td>1.69</td> <td>2.06</td> <td>1.53</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>2.85</td> <td>2.98</td> <td>1.76</td> <td>2.08</td> <td>1.01</td> </tr> </tbody> </table>		さいたま市	川口市	春日部市	草加市	越谷市	変更前	8.01	7.99	13.65	16.08	18.08	変更後	7.97	9.20	11.30	17.18	17.61		八潮市	三郷市	蓮田市	幸手市	吉川市	変更前	8.42	8.27	3.50	3.03	3.27	変更後	7.50	9.43	2.57	2.36	4.20		白岡市	伊奈町	宮代町	杉戸町	松伏町	変更前	2.20	2.22	1.69	2.06	1.53	変更後	2.85	2.98	1.76	2.08	1.01
	さいたま市	川口市	春日部市	草加市	越谷市																																																		
変更前	8.01	7.99	13.65	16.08	18.08																																																		
変更後	7.97	9.20	11.30	17.18	17.61																																																		
	八潮市	三郷市	蓮田市	幸手市	吉川市																																																		
変更前	8.42	8.27	3.50	3.03	3.27																																																		
変更後	7.50	9.43	2.57	2.36	4.20																																																		
	白岡市	伊奈町	宮代町	杉戸町	松伏町																																																		
変更前	2.20	2.22	1.69	2.06	1.53																																																		
変更後	2.85	2.98	1.76	2.08	1.01																																																		

案件名	概要												
<p>15 古利根川流域下水道の設置等に要する経費の 関係2市の負担額について</p> <p style="text-align: right;">【下水道局】</p>	<p>令和7年度から県が行う古利根川流域下水道の設置等に要する経費について関係市が負担すべき金額を定めるため、下水道法第31条の2第2項の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 関係市 加須市、久喜市</p> <p>2 負担率 事業費（国庫補助事業は補助基本額から国庫補助金を控除した額）の2分の1に以下の負担率を適用</p> <table border="1" data-bbox="819 395 1330 507"> <thead> <tr> <th></th> <th>加須市</th> <th>久喜市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変更前</td> <td>9.18</td> <td>90.82</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>7.72</td> <td>92.28</td> </tr> </tbody> </table>		加須市	久喜市	変更前	9.18	90.82	変更後	7.72	92.28			
	加須市	久喜市											
変更前	9.18	90.82											
変更後	7.72	92.28											
<p>16 荒川上流流域下水道の設置等に要する経費の 関係2市町の負担額について</p> <p style="text-align: right;">【下水道局】</p>	<p>令和7年度から県が行う荒川上流流域下水道の設置等に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めるため、下水道法第31条の2第2項の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 関係市町 深谷市、寄居町</p> <p>2 負担率 事業費（国庫補助事業は補助基本額から国庫補助金を控除した額）の2分の1に以下の負担率を適用</p> <table border="1" data-bbox="819 821 1330 933"> <thead> <tr> <th></th> <th>深谷市</th> <th>寄居町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変更前</td> <td>33.73</td> <td>66.27</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>63.68</td> <td>36.32</td> </tr> </tbody> </table>		深谷市	寄居町	変更前	33.73	66.27	変更後	63.68	36.32			
	深谷市	寄居町											
変更前	33.73	66.27											
変更後	63.68	36.32											
<p>17 市野川流域下水道の設置等に要する経費の関 係3町の負担額について</p> <p style="text-align: right;">【下水道局】</p>	<p>令和7年度から県が行う市野川流域下水道の設置等に要する経費について関係町が負担すべき金額を定めるため、下水道法第31条の2第2項の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 関係町 滑川町ほか2町</p> <p>2 負担率 事業費（国庫補助事業は補助基本額から国庫補助金を控除した額）の2分の1に以下の負担率を適用</p> <table border="1" data-bbox="819 1248 1496 1359"> <thead> <tr> <th></th> <th>滑川町</th> <th>嵐山町</th> <th>小川町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変更前</td> <td>20.17</td> <td>32.02</td> <td>47.81</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>32.56</td> <td>36.60</td> <td>30.84</td> </tr> </tbody> </table>		滑川町	嵐山町	小川町	変更前	20.17	32.02	47.81	変更後	32.56	36.60	30.84
	滑川町	嵐山町	小川町										
変更前	20.17	32.02	47.81										
変更後	32.56	36.60	30.84										

## 【報告】

### 地方自治法第180条第2項の規定による知事専決処分報告

案件名	概要
<p>1 工事請負契約の変更契約の締結について（道路改築工事（大滝トンネル本体工））</p> <p style="text-align: right;">【県土整備部】</p>	<p>工事請負契約の変更契約を締結するため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定に基づき議会に報告するもの</p> <p>1 専決処分年月日 令和6年10月21日</p> <p>2 専決処分理由 埼玉県建設工事標準請負契約約款第18条第5項の規定により工事請負契約金額を変更する必要があるため</p> <p>3 金 額 (変更前) 5,235,890,000円 (変更後) 5,220,340,400円</p> <p>4 履 行 期 限 令和7年3月31日</p> <p>5 相 手 方 株式会社大林組（東京都港区） 西武建設株式会社（東京都江東区） 株式会社斎藤組（埼玉県秩父市）</p>

